

京都市訓令甲第3号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年4月28日

京都市長 榊本 頼 兼

別表第2中央卸売市場第一市場長の項第1号中「第21号」を「第24号」に改め、同項第4号中「消除」を「抹消」に改め、同項第28号を同項第31号とし、同項第27号中「第110条」を「第115条」に改め、同号を同項第30号とし、同項第26号中「第103条ただし書」を「第107条ただし書」に改め、同号を同項第29号とし、同項第25号中「第45条ただし書」を「第44条ただし書」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第24号を第27号とし、第23号を第26号とし、同項第22号中「第27号」を「第30号」に改め、「保証金に代用することができる有価証券の価格の決定及び」を削り、同号を同項第25号とし、同項中第17号から第21号までを3号ずつ繰り下げ、第16号を削り、第15号を第19号とし、第11号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、同項第10号中「受託契約約款」の右に「の承認」を加え、「承認」を「変更その他必要な措置の命令」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 条例第51条第1項による開設区域内における販売の承認に関すること。

(14) 条例第59条第2項及び第75条による改善命令に関すること。

別表第2中央卸売市場第一市場長の項第9号中「第44条第1項第1号」を「第43条第1項第1号」に、「及び」を「並びに」に改め、「同項第2号」の右に「及び第3号」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 条例第45条による買受等の承認に関すること。

別表第2中央卸売市場第一市場長の項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 条例第39条第1項による市場外における販売の承認に関すること。

別表第2中央卸売市場第一市場管理課長の項第9号中「第98条ただし書」を「第102条ただし書」に改め、同項第11号を削り、同項第12号中「第127条第14号」を「第134条第14号」に改め、同号を同項第11号とする。

別表第2中央卸売市場第一市場業務課長の項第2号中「売買参加者以外」の右に「の者」を、「の卸売」の右に「の許可及び承認」を、「許可」の右に「及び承認」を加え、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号中「出荷者に対する売買仕切金の前渡し、保証金の差入れ、資金の貸付け及び」を削り、「の交付の承認並びに買受人に対する」を「及び」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 条例による卸売代金の変更の承認に関すること。

別表第2中央卸売市場第一市場業務課長の項第13号中「第49条第1項」を「第48条第1項ただし書」に改め、同項第15号中「第53条第1項ただし書」を「第52条第1項ただし書」に改め、同項第17号中「第121条第1項」を「第128条第1項」に改める。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項第1号中「第19号」を「第21号」に改め、同項第3号中「消除」を「抹消」に改め、同項中第30号を第32号とし、第25号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同項第24号中「第28号」を「第30号」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号中「第110条」を「第115条」に改め、同号を同項第25号とし、同項第22号中「第103条ただし書」を「第107条ただし書」に改め、同号を同項第24号とし、同項第21号中「第45条ただし書」を「第44条ただし書」に改め、同号を同項第23号とし、同項第20号中「第23号」を「第25号」に改め、「保証金に代用することができる有価証券の価格の決定及び」を削り、同号を同項第22号とし、同項中第15号から第19号まで

を2号ずつ繰り下げ、第14号を削り、第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同項第8号中「受託契約約款」の右に「の承認」を加え、「承認」を「変更その他必要な措置の命令」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 条例第59条第2項及び第75条による改善命令に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項第7号中「第44条第1項第1号」を「第43条第1項第1号」に、「及び」を「並びに」に改め、「同項第2号」の右に「及び第3号」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 条例第45条による買受等の承認に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場長の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 条例第39条第1項による市場外における販売の承認に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場業務課長の項第3号中「以外」の右に「の者」を、「許可」の右に「及び承認」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「出荷者に対する売買仕切金の前渡し、保証金の差入れ、資金の貸付け及び」を削り、「の交付の承認並びに買受人に対する」を「及び」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 条例による卸売代金の変更の承認に関すること。

別表第2中央卸売市場第二市場業務課長の項第16号中「第27号」を「第26号」に改め、同項第19号中「第49条第1項」を「第48条第1項ただし書」に改め、同項第21号中「第53条第1項ただし書」を「第52条第1項ただし書」に改め、同項第25号を削り、同項第26号中「第121条第1項」を「第128条第1項」に改め、同号を同項第25号とし、同項第27号中「第127条第14号」を「第134条第14号」に改め、同号を同項第26号とし、同項第28号から同項第

30号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)